

葉山町火災予防条例の一部を改正する条例

葉山町火災予防条例（昭和37年葉山町条例第8号）の一部を次のように改正する。

（別紙）

令和元年6月12日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成16年総務省令第138号）の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため、提案するものであります。

葉山町条例第 号

葉山町火災予防条例の一部を改正する条例

葉山町火災予防条例（昭和 37 年葉山町条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 29 条の 5 第 1 号中「作動時間が 60 秒以内」を「種別が 1 種」に改め、同条第 6 号を同条第 7 号とし、同条第 5 号の次に次の 1 号を加える。

- (6) 第 29 条の 3 第 1 項各号又は前条第 1 項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 20 年総務省令第 156 号）第 3 条第 2 項及び第 3 項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例の概要

題 名

葉山町火災予防条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

2 内 容

- (1) 住宅用防災警報器等を設置しないことができる場合として、第 29 条の 3 第 1 項各号又は第 29 条の 4 第 1 項に掲げる住宅の部分に、特定小規模施設用自動火災報知設備を「特定小規模施設における必要とされる防火安全機能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」に定める基準に従い、又は基準の例により設置したときを追加することとした。
- (2) その他所要の改正を行うこととした。

3 施行期日等

この条例は、公布の日から施行することとした。

葉山町火災予防条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>葉山町火災予防条例 昭和37年9月7日条例第8号 (設置の免除)</p> <p>第29条の5 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、次の各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備(以下この章において「住宅用防災警報器等」という。)を設置しないことができる。</p> <p>(1) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備(標示温度が75度以下で種別が1種の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。)を令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</p> <p>(2)~(5) (略)</p> <p><u>(6) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成20年総務省令第156号)第3条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</u></p> <p>(7) (略)</p>	<p>葉山町火災予防条例 昭和37年9月7日条例第8号 (設置の免除)</p> <p>第29条の5 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、次の各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備(以下この章において「住宅用防災警報器等」という。)を設置しないことができる。</p> <p>(1) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備(標示温度が75度以下で<u>作動時間が60秒以内</u>の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。)を令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</p> <p>(2)~(5) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(6) (略)</p>